

資料 2

第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の骨子案について

1. 骨子案作成の目的

計画の策定に当たって、どのような事項を計画に組み入れていくべきか、また、どのような視点で組み入れた事項を整理していくかということを明確にするために、今回骨子案を作成しています。

2. 第 3 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

2 期計画までは、市が策定した地域福祉計画における「理念」や「仕組み」に基づき、社会福祉協議会が地域福祉を実行するための住民の活動や行動のあり方を示す地域福祉活動計画を策定していましたが、これまでの「地域福祉活動計画」については、基本的な考え方（基本理念と基本目標）と地区計画の構成となっていました。

3 期計画では、これを改め、市と社協が域福祉計画・活動計画について策定作業の過程から協働し策定することで、地域福祉を取り巻く現状や施策の展開についても共有し、市と社協のそれぞれの特性を生かしながら、地域福祉を一体的に推進するために計画書自体も一体的に策定することとしました。

(2) 保健福祉部門の上位計画としての位置付け

社会福祉法の改正に伴い地域福祉計画が保健福祉部門の上位計画に位置づけされたことから、地域包括ケア、健康・保健・食育、防災・防犯、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮者、成年後見、地域活動といった 9 部門について、国県の動向と第 2 期計画の振り返りの整理を行い、施策の展開に反映していきます。

(3) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会については、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきている現状を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつ

ながることで、地域住民が様々な生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるような社会を目指すものとなっていますが、こういった視点も踏まえ施策の展開を図っていきます。

(4) 地域で支援が必要な人に対するサービスの充実

高齢、障がい、子ども子育て、生活困窮といった地域で支援が必要な人について、本市の現状や国・県の動向と2期計画の振り返りにおいてそれぞれ整理を行い、保健福祉サービスの充実という基本施策においてそれぞれの施策を展開しながら、地域で支援が必要な人に対する支援の充実を図っていきます。

3. 計画の構成について

資料2-1

4. 計画の施策体系について

(1) 基本理念

全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

副題

「支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にするまち守谷～」

(2) 基本目標

基本目標1・・・支え合い助け合う地域づくり

基本施策1・・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

基本施策2・・・支え合い活動の推進

基本目標2・・・生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本施策1・・・健康寿命の延伸と介護予防の推進

基本施策2・・・地域における生きがいづくりの推進

基本施策3・・・市民の活動支援

基本目標3・・・安心して暮らせる地域づくり

基本施策1・・・保健福祉サービスの充実

基本施策2・・・保健福祉サービスの利用支援

基本施策3・・・安全・安心な生活環境づくりの推進

基本施策4・・・権利擁護の推進

5. 基本目標の方向性

基本目標1・・・支え合い助け合う地域づくり

全ての市民が、住み慣れたそれぞれの地域で生活し続けることができるよう、地域の住民や団体が共に支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組み、絆を深め地域全体で支え合い助け合う思いやりのある地域を目指します。

(1) 基本施策1・・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

地域活動において、地域の人々を牽引するリーダーや各種ボランティア、福祉人材等の担い手となる人材を増やし、活動が継続発展していけるように支援します。また、地域の人々が活動に興味を持って参加できるような支援や活動団体と行政との連携、地域と学校との連携・協力等、協働による事業を進めます。

(2) 基本施策2・・・支え合い活動の推進

必要な時に見守りや助け合いが行われるよう、地域内での交流のきっかけづくりや支え合い活動を推進します。また、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の各分野から見える課題、地域から見える課題やニーズに対応するため、まちづくり協議会をはじめとする多様な主体間をつなぐネットワークづくりに取り組みます。

基本目標2・・・生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

全ての市民が、住み慣れたそれぞれの地域で生きがいを感じいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、個人の心身の状態に合わせた生きがい活動や健康づくりに取り組み、健やかに暮らせる地域を目指します。

(1) 基本施策1・・・健康寿命の延伸と介護予防の推進

健康寿命を延伸し生涯において自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、各種健診・検診の充実、相談体制の充実による疾病の早期発見・早期治療を目指すとともに、すべての市民が主体的に食生活、身体活動、運動、喫煙等の健康づくりや介護予防に取り組めるよう市民の意識向上を図ります。

(2) 基本施策2・・・地域における生きがいづくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で活動の場を見つけることができるよう、生涯学習・生涯スポーツ、地域における交流活動の活性化を図り、一人ひとりの生きがいづくりを推進します。

また、働く意欲のある高齢者や障がい者の社会参加の機会を確保するため、多様な就労機会の提供や就労のための支援を行います。

(3) 基本施策3・・・市民の活動支援

外出を伴う移動や意思疎通・コミュニケーションにおいて支援が必要な人の活動機会を保障することにより、社会参加がしやすい環境づくりを行うとともに、地域福祉を担う各種団体の活動を支援し、市民一人ひとりの仲間づくり、社会貢献、生きがいづくりにつながる活動を促進します。

基本目標3・・・安心して暮らせる地域づくり

全ての市民が、住み慣れたそれぞれの地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で防災・防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、さらには、擁護を必要とする人に対する支援体制の充実を図ることにより、安全安心に暮らせる地域を目指します。

(1) 基本施策1・・・保健福祉サービスの充実

高齢者、子育て世帯、子ども、障がいのある人等、支援が必要な人たちの一人ひとりの課題に対応するため、介護予防、認知症対策、保育所待機児童対策、障がい者（児）支援、生活困窮者の自立支援等について、関連分野の各種計画との整合性を図りながら取り組みます。

(2) 基本施策2・・・保健福祉サービスの利用支援

多岐にわたる福祉サービスを必要な人に確実に提供するため、福祉サービスやその手続方法等について、特に高齢者や障がい者等の情報資源に満足にアクセスできない人たちの情報提供にも配慮しながら、情報発信や相談体制の充実に努めます。

(3) 基本施策3・・・安全・安心な生活環境づくりの推進

年齢や障がいの有無に関わらず、全ての市民が安全で安心して生活できるよう、地域防災の強化や防犯対策、交通安全対策、新型コロナウイルス等感染症予防に取り組み、健康で安全な生活環境の確保に努めます。

また、災害時において新型コロナウイルス等の感染症に対応できるよう、新たな避難、避難所運営に取り組みます。

(4) 基本施策4・・・権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でなくとも、権利や財産などが守られ、日常生活に支障が生じることのないよう、成年後見制度を含めた権利擁護のために必要な支援体制の構築を推進します。